

船舶事故調査報告書

平成30年9月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年3月4日 14時15分ごろ
発生場所	鹿児島県南大隅町谷崎鼻北北西方沖 立目埼灯台から真方位023° 3.1海里（M）付近 （概位 北緯31° 07.1′ 東経130° 40.7′）
事故の概要	遊漁船みやび丸は、揚錨作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年3月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 みやび丸、4.5トン KG3-45192（漁船登録番号）、個人所有 10.38m（Lr）×2.77m×0.86m、FRP ディーゼル機関、169.2kW、昭和62年8月28日 第295-28123号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年6月11日 免許証交付日 平成25年8月13日 （平成31年1月26日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 南流
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人（以下「釣り客A」及び「釣り客B」という。）を乗せ、釣りの目的で、平成30年3月4日06時00分ごろ谷崎鼻北北西方沖の釣り場に向けて鹿児島県指宿市指宿港を出港した。 本船は、06時40分ごろ予定の釣り場に到着して主機を停止した後、船首から水深約65mの場所に唐人錨を投入し、直径約18mmのビニロン製の錨索を約120m延ばして船首部のたつに止め、船首を北方に向けて錨泊した後、釣りをを行った。 本船は、14時00分ごろ釣りを終えて帰港することとし、船長が

	<p>主機を始動後、操舵室から左舷通路に伸ばしたりリモコンで主機を極微速力前進と中立運転と交互に操作してゆっくりと前進を始め、同時に‘操舵室左舷側壁に設置された揚錨用ローラ’（以下「本件ローラ」という。）に錨索を3～4回巻き付けた後、本件ローラを操作して揚錨を開始した。</p> <p>船長は、主機が中立の状態、錨索を手にとって本件ローラの船尾側に立ち、本件ローラから出て行く錨索を足元に取り込んでいたところ、足元にあった錨索がいつしか本件ローラに再度引き込まれる逆巻き状態となって左足に絡み、14時15分ごろ左足が本件ローラに巻き込まれ、身体が本件ローラと甲板との間に挟まれて負傷した。</p> <p>釣り客Aは、左舷船尾部で後片付けをしていたところ、船長の異変に気付いて振り返り、船長が、上体を腰から前方に折り曲げ、本件ローラと甲板との間に頭頂を船首方に向け、顔を上方に向けた状態で倒れているのを見て釣り客Bに知らせ、釣り客Bと共に2人で船長の救助に向かった。</p> <p>釣り客Bは、本件ローラが既に停止していることに気付いていたが、念のため本件ローラの停止ボタンを押し、船長の左足に絡んだ錨索をナイフで切断して釣り客Aと共に船長を前部甲板まで移動させ、本船の左舷側と右舷側に30～50m離れてそれぞれ1隻ずつ錨泊していた小型船に向かい、釣り客Aと共に手を振ると同時に大声で救助を求めた。</p> <p>本船の左舷側に錨泊していた小型船の船長（以下「僚船船長」という。）は、本船の異変に付き、錨を入れた状態で機関を使用して本船に接舷して移乗した。</p> <p>船長は、僚船船長が操縦する本船で指宿市山川港^{やまがわ}へ向かい、本船が同港に入港後、救急車及びドクターヘリによって鹿児島県鹿児島市内の病院へ搬送された。</p> <p>船長は、搬送先の病院で、第6、7^{はい}頸椎損傷、第2、3腰椎脱臼骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船（左舷側から見た状況）、写真2 本件ローラ及び付近の状況（1）、写真3 本件ローラのスイッチ、写真4 本件ローラ及び付近の状況（2）、写真5 船長が本件ローラに左足を巻き込まれて身体が本件ローラと甲板との間に挟まれた状況（身体の想定図） 参照）</p>
その他の事項	<p>本船の錨索は、長さ約300mで、ふだんは前部甲板の倉庫に収納しており、錨泊の際、同倉庫から錨索を繰り出して船首部のたつに取り、残りの部分は同倉庫に収納したままにしていた。</p> <p>船長は、上下カッパにベスト型の膨張式救命胴衣を着用して長靴を履き、頭にキャップを被っていた。</p> <p>釣り客Aは、船長を救出しようと釣り客Bが錨索を切断した際、本</p>

	<p>件ローラから錨に向かう錨索が張っていなかったため、同錨索を容易に船首マストに固定することができた。</p> <p>僚船船長は、本船の船長が本件ローラを使って錨索を巻いている姿を見たが、ダーンという音がして振り返ると、船長の姿が見えなくなっていて、釣り客2人が大声を出して手を振っているのを認めた。</p> <p>僚船船長が格納した錨索のうち、切断された部分の長さは20m程度であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、谷崎鼻北北西方沖において、主機を使ってゆっくりと前進しながら揚錨作業中、船長が、本件ローラの船尾側に立ち、本件ローラから出て行く錨索を足元に取り込んでいた際、同錨索が本件ローラに引き込まれる逆巻き状態となって左足に絡み、その左足が本件ローラに巻き込まれたことから、身体が本件ローラと甲板との間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、足元に取り込んだ錨索の中に左足を入れていたことから、錨索が左足に絡んだ可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、谷崎鼻北北西方沖において、主機を使ってゆっくりと前進しながら揚錨作業中、船長が、本件ローラの船尾側に立ち、本件ローラから出て行く錨索を足元に取り込んでいた際、同錨索が本件ローラに引き込まれる逆巻き状態となって左足に絡み、その左足が本件ローラに巻き込まれたため、身体が本件ローラと甲板との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揚錨作業中、揚錨用ローラに巻いた錨索の状況に注意を払い、ローラから出て行く錨索が逆巻き状態となることも考慮して、足が同索の中に入らないような立ち位置とすること。

写真1 本船（左舷側から見た状況）



写真2 本件ローラ及び付近の状況（1）



